

大阪市ふるさと寄附金管理等業務委託 長期継続（単価契約）に係る公募型プロポーザル選定会議開催要綱

制 定 令和7年10月21日

（目的）

第1条 政策企画室が実施する「大阪市ふるさと寄附金管理等業務委託 長期継続（単価契約）」に係る公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を行うにあたり、学識経験等を有する者の意見を聴取するため、「大阪市ふるさと寄附金管理等業務委託 長期継続（単価契約）に係る公募型プロポーザル選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催する。

（審査事項）

第2条 選定会議は、委託事業者選定に係る次の各号に定める事項について、審査を行う。

- （1）委託事業者選定方法及び選定基準の設定に係る審査
- （2）企画提案に対する評価及び委託事業者の選定に係る審査

（選定会議の委員）

第3条 委員は、前条に掲げる事項に関する識見を有する者のうちから3名を政策企画室長が選任する。

（会議）

第4条 選定会議は、政策企画室長が招集する。

（審査の公正性の確保）

第5条 選定会議における審査の公正性を確保するため、次の各号に留意することとする。

- （1）委員が、選定会議での審査の内容と利害関係が生じるおそれのある場合は、その審査に参加しない。
- （2）委員名は、委託事業者選定結果と合わせて公表する。
- （3）選定会議は、非公開とする。
- （4）提案事業者を特定できる内容をマスキングした企画提案書類に基づき、審査する。

（委員の守秘義務）

第6条 委員は、選定会議で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（開催期限）

第7条 選定会議の開催期限は、業務委託の契約締結日までとする。

（選定会議の庶務）

第8条 選定会議の庶務は、政策企画室企画部において行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月21日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託の契約締結日をもってその効力を失う。